杉並区が締結する契約からの暴力団等排除について

近年、他自治体の契約において暴力団等が介入し、資金獲得活動等を行っている実態が明らかになってきていることから、今後は、杉並区(以下「区」という。)が締結する契約においても暴力団等が介入してくることが十分想定されます。

公共調達の原資は区民の税金であり暴力団等の資金となることは断じて認められません。 このため、区は新たに「杉並区契約における暴力団等排除措置要綱」制定し、**平成23年 度契約から区の全ての契約から暴力団等を排除**に取り組んでいくこととします。

〇 暴力団等排除対象となる契約の範囲

暴力団等の排除となる対象契約は、工事請負契約、売買、貸借、請負その他の契約など、**区の締結する全ての契約**とします。

〇 排除対象者の範囲

排除対象となる者の要件は、「暴力団員等が実質的に経営に関与しているとき」のみならず「暴力団等の利用」「暴力団等への利益供与」「暴力団等との親交」など別表の措置 要件に該当する者とし、暴力団等を的確に区の契約から排除します。

なお、別表の1号から5号までに該当する場合は契約を解除します。

〇 排除の期間

排除を決定した日から**1年を経過し、対象となった事実が解消されたことが確認できるまでの間**、区の契約から排除します。なお、暴力団員等が実質的に経営に関与している場合及び暴力団等を利用した場合にあっては、「**2年を経過し**」とします。

また、区の契約からの排除に加えて、区の契約の下請負人等からも排除します。

〇 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告

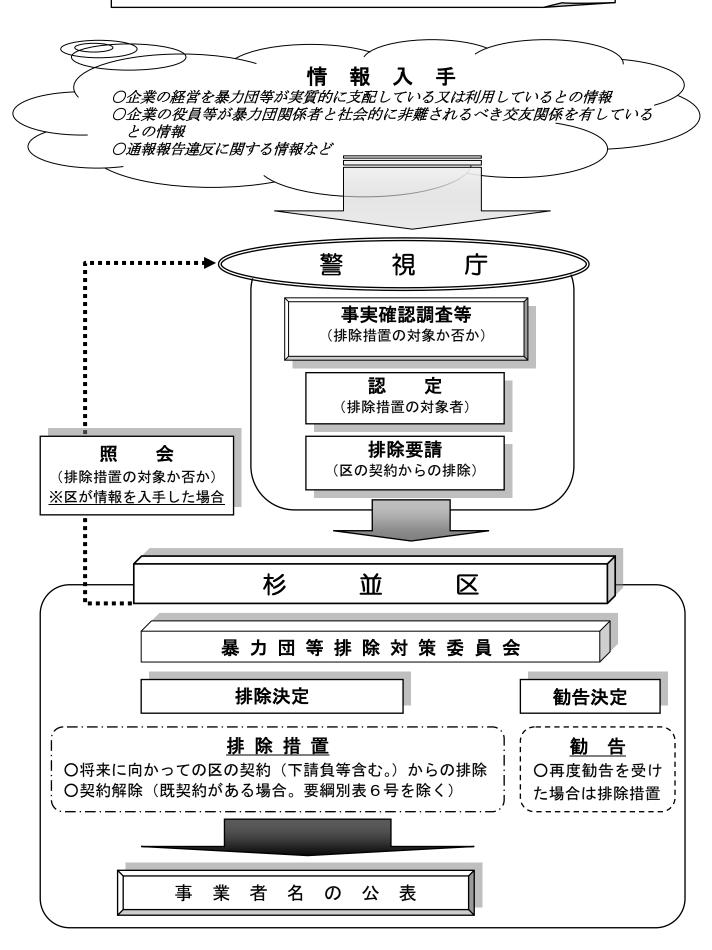
区の契約の相手方が、暴力団等から不当介入を受けた場合(下請負人等が不当介入を 受けた場合も含む。)、当該事実の**警視庁所轄警察署への通報と区(発注者)への報告**を 行っていただきます。

また、受注者が警視庁への通報又は区(発注者)への報告を**正当な理由がなく怠った** 場合には、区の契約から排除します。

〇 連絡協議体制の確立

杉並区と警視庁は、暴力団等を排除するため、相互の連絡協議体制について合意書を 締結し、暴力団等排除に向けて相互に協力し、積極的な対応を図ります。

事務処理イメージ図



【別表】

	排除措置要件	期間
1号	(暴力団員等の経営関与) 暴力団員等であるとき又は暴力団員 等が有資格者の経営に実質的に関与し ているとき。	当該認定をした日から24か月(措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。)
2号	(暴力団等の利用) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から24か月
3号	(暴力団等への利益供与) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接 若しくは間接的に金銭、物品その他の財 産上の利益を与え、便宜を供与し、又は 暴力団の維持若しくは運営に協力した と認められるとき。	当該認定をした日から12か月
4号	(暴力団等との親交) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非 難される関係を有していると認められ るとき。	当該認定をした日から12か月
5号	(暴力団等との下請負人等契約) 下請負人等が前各号のいずれかに該 当する者であることを知りながら、当該 契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月
6 時	(再度勧告相当行為) 有資格者が、第6条の規定による勧告を 受けた日から1年以内に再度勧告に相 当する行為があったとき。	当該認定をした日から12か月

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 甲は、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が次の各号のいず れかに該当するときは、この契約を解除するものとする。この場合においては、何ら催告を 要しないものとする。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与しているとき。
 - 二 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用したと 認められるとき。
 - 三 暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を 与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - 四 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - 五 下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結 したと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- 3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額(契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の 100 分の 10 相当額)を、違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償 の青を負わない。
- 5 乙は、この契約の履行にあたり杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号)第4条に基づく入札参加除外措置を受けている者にこの契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。
- 6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の 交換を行うことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等およびこれらに限らず区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を行う団体および個人から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出 するものとする。
- 3 乙は、下請負人が不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負 人に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)別表7「その他不正な行為」に該当するものとして指名停止措置を講ずることができるものとする。